

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

準備書面

平成27年3月30日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦昭



第1. 第9回弁論準備手続(調書)において、裁判所から被告に対して、「訴訟要件について、これまでの経緯を記載した陳述書を提出する」ようにとの釈明がなされている。この点の陳述書として、乙第31号証を提出する。

第2. 第9回弁論準備手続(調書)において、裁判所から原告に対して、「訴訟要件について、法23条および41条に関する事実を主張立証する。」とあるが、「法23条および41条」に加えて「法13条」の点も主張立証してもらいたい(被告の平成27年2月10日付準備書面参照)。

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

証拠説明書

平成27年3月30日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦昭



乙 号証	標目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立証趣旨
30	陳述書 (原本)	登島輝雄	H27.3.17	原告の本件訴えは、消費者契約法上の訴訟要件を欠いており、門前払い(却下)されるべきであること。

以上

乙第 3 / 号証

陳述書

1. 私が株式会社早稲田自動車学園に入社したのは、平成10年3月です。

入社した当時は、業務部の配車係係長の仕事をしていたのですが、1年後に、教習指導員の資格をとって、指導部に移り、平成22年9月まで教習指導員の仕事をしていました。

平成22年10月からは、業務部に配属されて、総務、人事、受付などの幅広い業務を担当することになりました。

平成21年5月26日に申入書(甲2)が届いていますが、この当時は、業務部係長だった和田昌樹という者が担当していました。しばらく一緒に業務部の仕事をしていたのです(甲4、甲7、甲8の1)が、私が引き継いだ後の平成25年4月からは、和田昌樹は指導部に配属されています。ですから、平成25年4月からは、私が一人で業務部の仕事を担当するようになりました。そして、現在に至っております。

2. 原告は訴状において、「やむなく本件訴訟の提起に至った」と述べています。

これに対して当学園は答弁書で「争う」と応じています。しかしながら、原告の本訴請求に至ることの必要性は認められず、原告と当学園との協議で十分に解決可能なことであったからです。そして、また、原点に立ち還って考えると、本訴請求提訴が消費者契約法にのっとって適切に行われたかについて重大な疑義があります。そして、この疑義に対する納得のゆく反論釈明がなされていないため、当学園は本請求が消費者契約法に違反して提起されたと考えます。法23条・法41条・法13条に違反したものであり、その経過を以下に述べさせていただきます。

(1) 当学園の平成26年9月3日付準備書面第2の第2項に述べましたとおり、原告側の2013年度事業報告書(乙23)によれば、「～詳細な説

明を伺うための懇談を行いたいとの要請書を2012年5月14日付で送付し、その後、問題点を具体的に示せとの返答があり、改めて7月20日付で具体例を示し再度の面談を要請したが、その後、回答がないため、9月25日付で法41条書面を送付。」とあり、懇談・面談に応じる回答がないことが法41条書面送付の理由でした。それに対し当学園は、平成24年10月1日付で解約条項をそれまでの「～半分を返金する」から「～半分を返金する～ただしやむを得ない事由があると認められる場合には～全額を返金いたします」と改善するとともに、「面談に応じる」（甲7. 末尾）意思を明確に示した回答を行いました（甲7）。しかし、原告側は被告との面談もせず、「このままでは差止訴訟をすることになるとの回答を12月25日に送付」（乙23. 7頁上段。なお、乙13）し、その後、「連絡がない」として提訴しました。

以上が、法41条書面送付および提訴に至るまでの経緯です。

- (2) 繰り返し原告側が求めた面談について、平成24年10月1日付回答書（甲7）において当学園が応じる意思を示したのですから、その時点でもはや面談するには何ら支障のない状況となったはずであり、しかも当学園は法41条書面の差止請求趣旨の解約条項を改善したと回答しているのですから、なおさらのこと面談を行ってそのことも含む詳細な説明を受けるべきでした。面談を行っていれば少なくとも条項の意図そして運用実態については承知することができたはずであり、その後の両者の協議により提訴せずして充分解決可能であったのですから、必要のない差止請求提起を回避する手段として面談を行うことは、被告が応じる意思を示した時点で必須のものでした。
- (3) よって、原告が面談を行わなかったことには合理的な根拠がないものと考えられ、面談を行わずして提訴したことは差止請求権の濫用を禁じた法23条に違反するものです。提起の前提条件となる法41条書面送付にお

いては、懇談・面談に応じる回答がないことを理由としておきながら、提起にあたっては、面談に応じる回答が行われたことを無視したその行為は理解しがたいものであり、活動実績作りのために解決よりも提訴の途を選んだのではないかとすらも疑われ、適格消費者団体としての適格性に大いなる問題があるとも考えられます。

- (4) 2回の懇談・面談のやりとり及びそれが理由となって法41条書面送付に至ったこと、さらに、この法41条書面に対して当学園が平成24年10月1日付で「面談に応じる」意思を明確に示した回答を行ったこと(甲7)は、訴状における経過の概略の部分において時系列的には訴状請求原因第3項(3)オ乃至(4)の部分に書かれていて当然なはずですが、これら面談についての経緯一切を訴状に記載せずして、「やむなく本件訴訟の提起に至った」と述べているのは意図して加工したとも考えられます。面談を実施していれば、両者の協議により提訴せずして充分解決可能であったのですから、「やむなく」と結論するために、あえて解決の可能性となる要素つまり面談に関連する記載を意図的に行わなかったのではないかと強く疑うものです。

また、訴状請求原因第6項(2)エにおいて、解約条項1が「いかなる場合にやむを得ない事由があると認められる場合に該当するのか明らかにされていない」とし、(3)イにおいては、解約条項2が「やむを得ない事由があると認められる場合が抽象的であり、いかなる場合に該当するのか明らかでない点も上記(2)エと同様である」としていますが、面談をすれば当然これらの疑問点は明らかになったはずであり、この点からも面談に関連する一連の経緯は、原告の論理を構成する上においてきわめて都合の悪い事実であって、それを認識したがゆえに、意図的に記載を行わなかったと解することもできます。面談を行わずして提訴したことは法23条違反であることは前項で述べましたが、適格消費者団体が訴状に意図的に重要事実を記載せ

ずして「やむなく本件訴訟の提起に至った」と強弁することもまた、差止請求権の濫用を禁じた法23条に違反するのではないかと考えます。「やむなきもの」ではなかったことは明白であり、適格消費者団体が「やむなきもの」ではない差止請求を提起することは、消費者契約法で禁じられていることを原告は認識すべきです。

- (5) 当学園の平成26年9月3日付準備書面第2の第4項に述べましたとおり、平成24年9月25日付で送付された法41条書面(甲6の1)に書かれている請求の趣旨は「～半分を返金する」旨の条項に対する差止請求ですが、被告は平成24年10月1日付の回答書で「～ただしやむを得ない事由があると認められる場合には～全額を返金いたします」との文章を追加する改善を行ったのですから、その時点で法41条書面の請求趣旨に対応する条項は存在しなくなったこととなります。そして、本訴請求の提訴の段階の差止請求趣旨では、改善後の条項の差止を請求しているのですが、これでは法41条書面で差止を請求した趣旨と違う趣旨で請求をしたこととなります。訴状において原告は、改善については「一文を付け加えるだけのものであった」として、法41条書面の請求趣旨が改善後も有効であるかのような一方的な解釈を行っていますが、失当というべきです。

「一文を付け加える」ことは「内容の変更」であり、変更された条項を差し止めるには新たな法41条書面が提訴の前提として必要なのではないかと解されます。当学園が新たに付け加えた文章は「実態運用としての全額返金体制」にまで踏み込んだものであり、明らかなる「内容の変更」です。平成24年9月25日付の法41条書面では、平成24年10月1日以前の「半分を返金する」というすでに存在しない条項を差し止めることしかできないものであり、本訴提訴においては有効なものではありません。改善後の条項の差止を請求する新たな法41条書面を送付せずして、改善後の条項に対する差止を請求したのは明らかな手続違反であり、法41

条に違反するものであるとともに、請求権の濫用を禁じた法23条にも違反するのではないかと考えます。

(6) 法13条3項2号には適格消費者団体の認定において、「～その活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。」という要件に適合していることが求められていますが、上記(3)乃至(5)において述べましたとおり、原告側は、適正ではない活動により法23条・法41条に違反したのでありますから、法13条にも違反したものと考えます。ちなみに、「適正」の解釈については、消費者庁による「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」(乙24)5頁2(2)イ(ウ)では「～合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褃合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない。」としています。適正な活動においては「合理的な根拠」が求められるのですが、「面談を行わなかったこと」「面談についての経緯一切を訴状に記載しなかったこと」「やむなく本件訴訟の提起に至ったとしたこと」「法41条書面と訴状で異なる条項に対して差止請求を行ったこと」それらの何れにも合理的な根拠は見出せません。

(7) 以上のことより、本請求は法23条・法41条・法13条に違反して提起されたものであり、「門前払い」として却下されるべきであると考えます。

不適法な訴えを提起したものと考えられますので、現時点では取下げに同意することはできません。

3. 原告は当学園の平成26年9月3日付準備書面第2「本訴請求に至った経緯についての疑義」において指摘されている疑義に対して、いまだに釈明の求めに応じていません。これは、大変に遺憾なことであり、以下の理由により釈明は行われるべきものであることを重ねて主張します。

- (1) 適格消費者団体による差止請求の提起は、消費者契約法によって行われるものですが、指摘されている消費者契約法違反の疑義は法23条・法41条・法13条に関するものであり、提起が適法になされたのか否かというまさに本訴請求提訴の訴訟要件となる論見です。不適法であれば本請求は却下されるべきものです。
- (2) 適格消費者団体は法13条により差止請求関係業務を行う内閣総理大臣認定を受けているものですが、自らにおける消費者契約法違反の疑義の指摘はその立場からして見過ごせない問題であるはずであって、適法・不適法いずれの認識であったとしても説明責任があると考えます。
- (3) 消費者団体訴訟制度の今後の発展に資するためにも、本請求が適法に提起されたものであるのか否かという論点は検証・解明されるべきであると考えます。

4. 調査報告書の提出について

- (1) 当学園の平成26年9月3日付準備書面第2において求められている調査報告書の提出に原告は応じていません。本陳述書第2項(6)で述べましたとおり、本訴請求は適正な活動を求める法13条に違反して提起されたものであり、法31条2項で「～適正に遂行されているかどうか～調査を受けなければならない。」とされ、同条3項8号において事務所に据え置くこととされている調査報告書は、同じく第3項(2)において述べた適格消費者団体としての説明責任という観点に鑑みて、提出されるべきものであると考えます。また、同じく第3項(3)において述べた検証・解明という観点に鑑みても、提出されるべきものであると考えます。
- (2) 法31条4項及び4項1号において、「何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも～前項各号に掲げる書類～閲覧または謄写の請求をすることができる。」とされており、調査報告書はそもそも何人に対しても

公開することを前提として作成されているものと考えられます。

そして、同条5項には「適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。」とされており、罰則として、法53条は、「次のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。」とあり、同条9項は「第31条5項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第4項各号に掲げる請求を拒んだ者へ30万円以下の過料に処する。」と定めているのであって、提出を拒むのであれば、その正当な理由を明らかにする必要があるのではないかと考えます。

以上のとおり陳述させていただきます。

平成27年3月17日

(住所) 広島市西区井口1-3-20

(氏名) 登島輝雄 